

令和8年度 大田区 認証保育所の指導検査 運営管理 編

大田区福祉部福祉管理課 法人指導担当

【運営管理】

- 1 令和8年度の重点事項
- 2 運営方針
- 3 児童の入所状況
- 4 職員の状況
- 5 安全確保について
- 6 保育室の基準設備・面積等
- 7 災害対策の状況
- 8 保育所等の職員等による虐待対応について
- 9 大田区認証保育所運営費関係

1 令和8年度の重点項目

ア 職員の確保及び処遇

- a 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか。
- b 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

イ 安全計画に基づく災害対策、安全確保

- a 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか。
- b 避難訓練、救命救急訓練、緊急通報訓練等の安全対策を実施しているか。

ウ 人権の擁護、虐待の防止

- a 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。
- b 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

2-1 運営方針（重要事項説明書・契約状況）

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> • 利用契約は適切か。 • 契約書及び重要事項説明書を作成し、交付しているか。 	<p>利用者との契約に当たっては、次の事項を記載した重要事項説明書を作成し、利用者に説明したうえで交付しなければならない。契約書は2通作成し双方で保有するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①認証保育所の名称及び所在地 ②設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ③施設及び設備の概要 ④施設長の氏名 ⑤給食、健診などのサービス内容 ⑥施設の運営方針、職員体制 ⑦保育料（要綱に定める保育料の範囲内であることを明記すること。）、自主事業及び利用料並びに非常災害時の対策 ⑧利用児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑨嘱託医の氏名、住所、委託内容 ⑩利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 <p>※学齢児の受け入れについて届出をしている場合は、③及び⑥に「学齢児預かり」について明記すること。</p>

★POINT★

契約書は2通作成し、双方で保管すること。上記10項目すべてを記載すること。

[根拠法令等] 「東京都認証保育所事業実施要綱」3（1）オ、11
「東京都認証保育所事業実施細目」9

2-2 運営方針（基本的事項の揭示）

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> • 基本的事項を見やすい場所に揭示しているか。 • 内閣府令（令和6年第28号）で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。 	<p>設置者は、次に掲げる事項を、認証保育所内の見やすい場所に揭示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①設置者の氏名又は名称及び施設長の氏名 ②認証保育所の名称及び所在地 ③建物その他の設備の規模及び構造 ④認証保育所の開設年月日 ⑤開所時間 ⑥提供するサービスの内容及び保育料等並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては、当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 ⑦年齢別の定員 ⑧保育士その他の職員の配置数 ⑨保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑩提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ⑪緊急時等における対応方法 ⑫非常災害対策 ⑬虐待の防止のための措置に関する事項 ⑭設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

★POINT★

施設内の揭示と、子ども・子育て支援情報公表システム（ここDEサーチ）への掲載が必要。

ここDEサーチへは、年3回都から送付されるLOGOフォームのリンクから入力してください。

3-1 児童の入所状況（認証定員の遵守）

観 点	基本的な考え方
<p>• 認証定員は遵守されているか。</p> <p>• 適正な定員設定をしているか。</p>	<p>1 定員（A型）</p> <ul style="list-style-type: none">a 20人から120人までとすること。b 3歳未満児の定員を総定員の半数以上設定すること。c 0歳児の定員を設定すること。（ただし、1歳児の定員を設定する施設においては、区市町村が認める場合に限り、0歳児の定員を設定しないことができる。）d 定員設定に当たっては、地域の保育需要を踏まえ当該区市町村と十分協議すること。 <p>2 定員の弾力的運用（A型）</p> <p>定員の範囲内で保育することを原則とするが、実施要綱に定める設備、面積及び職員配置等の基準を満たしている場合には、定員を超えて保育することができる。ただし、連続する過去の5年度間常に定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認証上の定員の総和で除したものをいう。）が120%以上の場合は、実態に合うように定員の見直しを行うこととする。</p>

[根拠法令等] 「東京都認証保育所事業実施要綱」3（1）ウ（ア）、（イ）

3-2 児童の入所状況(認証内容の変更、認証書、適合証の掲示)

観 点	基本的な考え方
・ 認証内容の変更を届け出ているか。	施設の設置認証事項について変更が生じた時は、実施要綱及び実施細目に基づき、変更しようとする日の20日前までに知事へ提出することが必要である。

[根拠法令等] 「東京都認証保育所事業実施要綱」13(2)
「東京都認証保育所事業実施細目」13

観 点	基本的な考え方
認証書、適合証を見やすい場所に掲示しているか。	設置者は交付された東京都認証保育所認証書及び東京都認証保育所適合証を見やすい場所に掲示しなければならない。

[根拠法令等] 「東京都認証保育事業実施要綱」15
「東京都認証保育所事業実施細目」10

4-1 職員の状況（施設長）①

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">資格を有した施設長が就任しているか。施設長は専任の常勤職員であるか。	<ol style="list-style-type: none">施設長は、保育士であって、児童福祉施設等で継続して1年以上保育士として勤務した経験があること、専任の常勤職員であることの要件を具備していることが必要である。ただし、次に定める場合については兼任を可とする。<ol style="list-style-type: none">実施事業が認証保育所1園の運営のみである場合、代表者との兼任を可とする。実施事業が複数の場合であって以下の要件を満たしている場合、1園に限り代表者との兼任を可とする。<ol style="list-style-type: none">当該認証保育所の開設後であること。当該認証保育所の管理運営に支障を来たすことのないようにすること。他の実施事業に支障を来たすことのないよう必要な体制が確保されていること。定員20人未満の施設については、保育従事職員との兼任を可とする。定員20人以上の施設については、児童が少数となり、配置が必要な保育従事者の数が1名となる朝夕の時間帯（ただし、午前9時から午後6時までを除く）において、別に定める要件を満たす場合に限り、保育従事職員との兼任を可とする。施設長は、運営管理全般の統括を行う。

★POINT★

- 職員配置上必要な保育従事職員数の1人として、保育のシフトに入る場合、施設長として専任しているとはいえない。
- 調理調乳担当に複数回従事することなども想定していないため要注意。

4-1 職員の状況（施設長）②

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前協議の連絡方法や必要書類の提出期限が遵守されているか。 ・ 兼任期間、曜日・時間帯等変更するにあたって、事前協議を行っているか。 ・ 兼任期間の延長を行うための事前協議を行っているか。 ・ 必要書類が適切に作成、更新されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証保育所のうち定員20人以上の施設については、東京都の実施要綱の改正（令和6年10月1日）により、朝夕の児童が少なくなる時間帯において一定要件を満たす場合に限り、施設長が保育従事職員との一部兼任が認められる。 ・ 施設長の兼任に係る内容変更届を東京都知事宛てに提出するに当たり、事前に区との協議を行い、以下の手続きを遵守しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事前協議の受付は区担当者に連絡するとともに、変更しようとする日の30日前までに必要書類を添えて区へ提出すること。 (2) 区との事前協議の内容（兼任期間、曜日・時間帯等）を変更しようとする場合は、改めて事前協議を行うこと。 (3) 兼任期間を当初の変更届の期間より延長する場合は、改めて事前協議を行うこと。 (4) 兼任期間中に、下記書類の作成、更新を適正に行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> ① シフト表や勤務表 ② 重要事項説明書 ③ 施設長が保育に従事する時間帯の緊急対応マニュアル

★POINT★

- ・ 定員が20人以上の施設長の保育従事職員との兼務については、保育サービス基盤担当に変更しようとする日の30日前までに事前協議をすること。
- ・ 事前協議内容の変更についても、改めて事前協議が必要。
- ・ 兼任に関する必要書類を作成するとともに、適正に更新すること。

4-2 職員の状況（保育従事職員等）

観 点	基本的な考え方
<p>・定員見合いの職員数と在籍児見合いの職員数を比較し、多い方の職員を配置しているか。</p>	<p>入所児童に対して適切な処遇を行うため、実施要綱に定める次の基準に定める職員が不足した場合は職員の充足を行うこと。</p> <p>◆総所要保育従事職員の算定方法 0歳児3人につき1人以上、1歳児及び2歳児6人につき1人以上 3歳児15人につき1人以上、4歳児25人につき1人以上 (保育に支障が生じる場合は、3歳児20人、4歳児30人の経過措置あり)</p> <p>児童の定員数及び在籍数のそれぞれについて、算定方法に定める利用児童の年齢ごとに対応する保育従事職員数で除して小数点1位（2位以下切り捨て）まで求め、これらを合計して小数点以下を四捨五入して得た数を比較し、<u>いずれか多い方とする</u>。</p>

4-3 職員の状況（保育従事職員等）

観 点	基本的な考え方
<p>・定員見合いの職員数と在籍児見合いの職員数を比較し、多い方の職員を配置しているか。</p>	<p>ただし、在籍数により算定した総所要保育従事職員数が定員数により算定した総所要保育従事職員数に満たない場合には、<u>以下の要件を満たす限り、在籍数により算定することができる。</u></p> <p>ア 定員数により算定した総所要保育従事職員数を配置する体制を予め整えること。なお、その内6割以上は常勤有資格者として常時配置すること。</p> <p>イ 利用者から利用申込があった場合に、利用開始希望日に合わせて職員の配置基準を満たした上で、定員数までは保育を提供し、職員不足を理由に保育の提供を断らないこと。</p> <p>ウ 毎月の利用者からの申し込み状況を記録すること。</p> <p>◆開所時間中については、現に登園している児童数に対し規定する配置基準により算出した数以上の保育従事職員を配置すること。 なお、<u>開所時間中は常勤有資格者1人以上を含む2名以上の保育従事職員を配置しなければならない。</u></p> <p>◆保健師、助産師及び看護師については、保育士に準じた専門性を有する者とみなす。</p> <p>◆定員90人以下の施設にあっては、算出された人数に加え、1名以上の保育従事職員を確保しなければならない。なお、当該保育従事職員に常勤職員以外の職員を充てる場合、常勤職員以外の職員の総勤務時間が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間を超えること。</p> <p>[根拠法令等] 「東京都認証保育所事業実施要綱」2（2）、7（1）</p>

5-1 安全確保について（安全計画）

安全計画の策定

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">• 安全計画を策定しているか。• 安全対策について、必要な措置を講じているか。• 研修及び訓練を定期的 に実施しているか。• 保護者に対し、安全計 画に基づく取組の内容等 について周知しているか。	<p>児童の安全の確保を図るため、施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他しい説における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的 に実施しなければならない。</p> <p>児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づ く取組の内容等について周知しなければならない。</p>

★POINT★

- 安全計画に基づく取組の内容は保護者への周知をお願いします。
- 「認証保育所における安全計画の策定に関する留意事項等について」に留意して策定してください。

5-2 安全確保について（建物設備等）

建物設備等の安全・衛生について

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">施設内外に危険な箇所はないか。室内環境の把握とその改善を図っているか。保育室、調理室及び便所等設備が清潔であるか。寝具、遊具等備品が清潔であるか。	<p>認証保育所の設備構造は、採光、換気等児童の保健衛生及び児童に対する危険防止に十分な考慮を払って設けなければならない。</p> <p>また、認証保育所の職員は、児童の安全確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。</p> <p>外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練などの不測の事態に備えて必要な対応を図ること。</p>

★POINT★

- 児童の口に入る大きさの磁石等、誤飲防止がなされていること。
- 棚の上の物や、ピアノや空気清浄機等の転落・転倒防止がなされていること。
- 物置や倉庫等の鍵は戸締りをし、児童の見失い事故防止がなされていること。
- 電源コードなどが垂れ下がらないよう、児童の事故防止の対策がなされていること。
- エレベーターなどに児童が1人で近づかないよう、対策がなされていること。
- 汚物槽は蓋をして管理し、衛生管理・事故防止がなされていること。

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施要綱」6

「4福保子保第510号通知」

6 保育室の基準設備・面積等

	認証A型
乳児室又はほふく室	0歳児及び1歳児一人当たり 3.3平方メートル（内法面積）以上
保育室又は遊戯室	2歳以上児一人当たり1.98平方メートル（内法面積）以上
医務室	静養できる機能を有すること。事務室との兼用も可
屋外遊戯場	2歳以上児一人当たり3.3平方メートル（児童が実際に遊戯できる面積）以上。保育所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。
調理室	乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることがないように、保育室と区画されていること。定員に見合う面積、設備を有すること。
便所・その他	便所には保育室とは別に便所専用の手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室とは区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。便器の数は幼児20人につき1以上であること。

[根拠法令等]

- ・「東京都認証保育所事業実施要綱」6
- ・「東京都認証保育所事業実施細目」5

7-1 災害対策の状況（防災訓練等）

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> • 避難、消火訓練を月1回以上実施しているか。 • 地震想定訓練を実施しているか。 • 救命救急訓練を実施しているか。 • 訓練結果の記録を整備しているか。 • 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施しているか。 	<p>非常災害等に平静かつ迅速に対応するためには、平素からの訓練が大切である。訓練内容は、消火活動及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 消防計画に沿って、避難・消火訓練が定期的に行われること。 • 訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 • 原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。 • 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。 • 訓練結果については、毎回記録し、次回訓練等の参考にすること。記録には、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等についてできるだけ詳細に記載すること。 • 救命救急訓練を実施すること（事故発生時に適切な救命措置が可能となるという観点から、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練を実施すること。） • 防災訓練については、少なくとも年1回以上は引取訓練を含んだものを行うことが望ましい。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。 • また、災害発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との連携に努めるとともに、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。 <p>[根拠法令等] 「こ成保第206号通知」別添 認可外保育施設指導監督基準第3-1（2）及び第7（8） 「消防法施行令」第3条の2第2項 「東京都認証保育所事業実施細目」6（5）</p>

7-2 各種訓練の頻度と注意点①

項目	頻度	注意点
避難訓練	毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図上訓練のみでは不十分。必ず児童が参加し避難行動を伴うこと。 ・ 屋外への避難を基本とすること。 【根拠法令】「東京都認証保育所事業実施細目」6（5）
消火訓練	毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火元を設定して行うこと。 ・ 初期消火の態勢をとることが必要。（消火器の設置場所や火元確認のみでは消火訓練に該当しない。 ・ 実施記録を残すこと。 【根拠法令】「東京都認証保育所事業実施細目」6（5）
不審者対策訓練	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月の中で、不審者対策訓練のみを行う場合には、別途避難訓練及び消火訓練を実施する必要があること。 ・ 不審者対策訓練は実地訓練が望ましい。また、園舎内への侵入想定訓練・園外活動中に不審者に遭遇した想定訓練など、さまざまな想定を工夫して実施すること。 ・ 訓練記録を残すこと。 【根拠法令】児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成13年6月15日雇児総発第402号）
引取訓練	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。 【根拠法令】保育所保育指針第3章4（2）ウ

7-2 各種訓練の頻度と注意点②

項目	頻度	注意点
緊急通報訓練	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> 救命救急訓練については、事故発生時に適切な救命処置が可能となるように、関係機関への通報訓練を行うこと。 実施記録を残すこと。 <p>【根拠法令等】「2 福保子保第2567号 東京都認証保育所事業実施細目の改正内容について（通知）」</p>
救命講習の受講	3年以内	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年以内に消防署等が実施する救命講習を受講した保育従事者がいること。 人事異動や退職により救命講習受講者が不在になる事例がある。出来るだけ多くの職員が受講することが望ましい。 <p>【根拠法令等】「2 福保子保第2567号 東京都認証保育所事業実施細目の改正内容について（通知）」</p>
救急対応訓練	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> 安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。 救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習を定期的を受け、保育所内でも訓練を行うこと。 <p>【参考資料】認証保育所における安全計画の策定に関する留意事項等について</p>

7-3 災害対策の状況（浸水、土砂災害）

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">・避難確保計画を作成し、区市町村に報告しているか。 ・避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、区市町村長に報告しているか。	<p>区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しなければならない。</p> <p>区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、その結果を区市町村長に報告しなければならない。</p>

★POINT★

- ・対象施設の場合、避難確保計画を作成し区へ提出するとともに、計画に沿った水害等に対する避難訓練を実施し、区へ実施報告をすること。
- ・園の環境に応じて水平避難訓練・垂直避難訓練を実施した場合には、7-2の避難訓練に該当します。なお、毎月の消火訓練の実施が漏れないようにすること。

[根拠法令等]

「水防法」第15条の3第5項

「土砂災害防止法」第8条の2第5項

7-4 災害対策の状況（防火管理）

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">・防火管理者の専任、届出をしているか。・防火管理者としての業務が適正に行われているか。・カーテン、じゅうたん等は防炎性能を有しているか。	<p>防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、概ね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。</p> <p>(1) 選任（解任）・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない。</p> <p>(2) 資格 消防法施行令第3条に規定する資格が必要である。</p> <p>(3) 業務 防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。</p> <p>(略)</p>

★POINT★

- ・保育所で使用している、カーテン、じゅうたん、連結マット等は防炎性能を有しているものを使用すること。
- ・じゅうたんのサイズ等は、概ね2平方メートル以下のものは対象外であるが、それ以外は、防炎規制の対象となる。
(参照：「防炎の知識と実際」消防庁)
- ・カーテンは下げ丈がおおむね1メートル以下のものは防炎規制の対象外とされている。

[根拠法令等] 「消防法」第8条

7-5 災害対策の状況（消防計画等）

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">• 消防計画を作成し、所轄消防署に届け出ているか。• 消防計画変更の際には、変更の届出をしているか。• 消防計画の内容を関係者に周知しているか。• 事業所防災計画を作成しているか。	<p>消防計画は、利用者の火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。</p> <p>(1) 消防計画の策定 非常災害時における園児の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定しなければならない。</p> <p>(2) 消防署への届出 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければならない。</p> <p>(3) 消防計画の内容 消防計画の内容は、消防法施行規則第3条に定める項目を満たすこと。</p> <p>事業者は、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するため事業所単位の防災計画を作成しなければならない。</p>

[根拠法令等]
「消防法」第8条
「東京都震災対策条例」第10条

8 保育所等の職員等による虐待対応について

保育所等の職員等が行った児童への虐待についての通告に関する規定の整備等 令和7年10月1日施行

○ 保育所等の職員による虐待について、下記の規定を設ける児童福祉法等の改正が施行されている。

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ・都道府県による虐待の状況等の公表

区内の認可外保育施設の所管行政庁は東京都知事になります。都の保育所等における虐待等通報・相談窓口は、以下のHPに掲載されています。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/hoiku_madoguchi

★POINT★

- ①こども家庭庁の「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和5年5月制定。令和8年4月最終改正）を参考に虐待等の防止に取り組むこと。
- ②認可外保育施設の所管行政庁である都の不適切保育の相談窓口を、施設内で周知すること。

[根拠法令等]

「児童福祉法」第33条の10、第33条の12他

9-1 大田区認証保育所運営費関係

大田区認証保育所運営費等補助要綱に定められた運営費補助金のうち、下線の項目を説明します。

- (1) 運営費
- (2) 3歳児配置改善加算
4歳以上児配置改善加算
1歳児配置改善加算
- (3) 減価償却費加算
- (4) 賃借料加算
- (5) チーム保育推進加算
- (6) 技能・経験に着目した加算
- (7) 療育支援加算
- (8) 高齢者等活躍促進加算
- (9) 施設機能強化推進費加算
- (10) 小学校接続加算
- (11) 栄養管理加算
- (12) 障害児受入促進加算

9-2 大田区認証保育所運営費関係①

3歳児配置改善加算・4歳以上児配置改善加算

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">・ 3歳児に係る保育従事職員を3歳児15人につき1人により実施しているか。・ 4歳以上児に係る保育従事職員を4歳以上児25人につき1人により実施しているか。	<p>年齢別保育従事職員のうち、3歳児に係る保育従事職員を20人につき一人から、15人につき一人に改善した場合、毎月初日の補助対象児童のうち3歳児童数に単価を乗じて得た金額を加算する。</p> <p>年齢別保育従事職員のうち、4歳以上児に係る保育従事職員を4歳以上児25人につき1人により実施する場合（チーム保育推進加算を算定している場合は除く。）に、当該月の初日の補助対象4歳以上児童数に、単価を乗じて得た額を加算する。</p>

9-2 大田区認証保育所運営費関係①

1 歳児配置改善加算

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">1 歳児に係る保育従事職員を1 歳児5 人につき1 人により実施しているか。i ~ iii に定める要件を満たしているか。	<p>当該認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、1 歳児に係る保育従事職員を1 歳児5 人につき1 人により実施し、かつ、以下に定める要件を満たす場合に、当該月の初日の補助対象1 歳児童数に、単価を乗じて得た額を加算する。</p> <ul style="list-style-type: none">i 処遇改善等加算及び技能・経験に着目した加算いずれも取得していること。ii 業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②から④までのいずれか1 つの機能以上の機器を導入し、業務に活用していること。<ul style="list-style-type: none">① 園児の登園及び降園の管理に関する機能② 保育に係る計画・記録に関する機能③ 保護者との連絡に関する機能④ キャッシュレス決済に関する機能iii 「職員1 人当たりの平均経験年数」が10年以上であること。

9-2 大田区認証保育所運営費関係②

チーム保育推進加算

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> • 必要保育従事職員数を超えて保育従事職員を配置しているか。 • チーム保育体制を整備しているか。 • 職員の平均経験年数が12年以上であるか。 • 加算による増収を、保育従事職員の増員・職員の賃金改善に充てているか。 	<p>以下の要件全てに該当する施設に加算する。</p> <p>ア 「必要保育従事職員数」を超えて保育従事職員を配置していること。 (年齢別配置基準による職員数 + 定員90人以下の施設については1人)</p> <p>イ キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること。 チーム保育体制の整備とは、「年齢別配置基準による職員数」を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築をいう。</p> <p>ウ 職員の平均経験年数が12年以上であること。</p> <p>エ 当該加算による増収は、保育従事職員の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること</p>

9-2 大田区認証保育所運営費関係③

技能・経験に着目した加算

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">・加算対象職員が、職位の発令や職務命令を受けているか。・加算対象職員が、研修等の要件を満たしているか。	<p>加算対象職員は、第3職層の職員及び第4職層の職員であって、職位の発令や職務命令を受けている職員とする。</p> <p>次に掲げる職員（以下「研修修了者」という。）が少なくとも合計1人以上いること</p> <p>ア 第3職層の職員については、概ね7年以上の経験年数を有するとともに、東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱等に定める研修を修了していること。ただし、ライン職相当の職員は、専門分野別研修のうちの3以上の研修分野及びマネジメント研修を、それ以外の職員は、専門分野別研修のうちの4以上の研修分野を修了していること（令和8年度から適用）。</p> <p>なお、経過措置で、令和7年度は、専門分野別研修等のうち3以上の研修分野の研修を修了すること。</p> <p>イ 第4職層の職員については、概ね3年以上の経験年数を有し、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野を担当するとともに、要綱等に定める研修等のうち職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野を修了していること。</p>

★POINT★

- ・加算対象職員には職位の発令や、職務命令を発出すること。
- ・加算対象職員は、支給要件となっている研修を受講すること。研修分野や修了数にも注意すること。

9-2 大田区認証保育所運営費関係③

技能・経験に着目した加算（続き）

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">施設職員の職位、職責、職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めているか。これらを、全ての施設職員に周知しているか。 賃金改善計画書の内容について職員に周知をしているか。	<p>施設職員の職位、職責、職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定め、全ての施設職員に周知していること。</p> <p>賃金改善の具体的内容について所定の事項を記載した「賃金改善計画書」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うとともに、区長に対して提出すること。</p>

★POINT★

- 勤務条件や賃金体系は、就業規則や賃金規程等、明確な文書として定め、全職員に周知すること。
- 賃金改善計画書についても、忘れずに職員に周知を行うこと。
- 加算額については、確実に職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）の賃金改善に充てるものとする

9-2 大田区認証保育所運営費関係④

障害児受入促進加算

観 点	基本的な考え方
<p>・障害児に係る保育従事者の配置基準を満たしているか。</p>	<p>障害児を受け入れる認証保育所において、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人とすること。</p> <p>この場合の年齢別配置基準は、以下の算式による。</p> <p><算式></p> $\{0\text{歳児数(障害児を除く)} \times 1 / 3 \text{ (小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + \{1、2\text{歳児数(障害児を除く)} \times 1 / 6 \text{ (同)}\} + \{3\text{歳児数(障害児を除く)} \times 1 / 20 \text{ (同)}\} + \{4\text{歳以上児数(障害児を除く)} \times 1 / 30 \text{ (同)}\} + \{障害児数 \times 1 / 2 \text{ (同)}\} = \text{「配置基準上保育従事者数」 (小数点以下四捨五入)}$ <p>なお、3歳児配置改善加算を受けている場合は、上記算式中「$\{3\text{歳児数(障害児を除く)} \times 1 / 20 \text{ (同)}\}$」を「$\{3\text{歳児数(障害児を除く)} \times 1 / 15 \text{ (同)}\}$」とし、4歳以上児配置改善加算を受けている場合は、同算式中「$\{4\text{歳以上児数(障害児を除く)} \times 1 / 30 \text{ (同)}\}$」を「$\{4\text{歳以上児数(障害児を除く)} \times 1 / 25 \text{ (同)}\}$」として算定する。</p>